

平成 30 年

第14回教育委員会会議録

(開会 平成30年11月29日)

(閉会 平成30年11月29日)

岐阜県可児市教育委員会

平成30年11月29日午後2時00分開会

会場：市役所4階第3会議室

出席委員

籠橋義朗君（教育長）

生駒隆昌君（教育委員）

丹羽千明君（教育委員）

星野京子君（教育委員）

伊藤小百合君（教育委員）

説明のために出席した者

村瀬雅也君（事務局長）

三品芳則君（学校教育課長）

細野雅央君（教育総務課長）

川合 俊君（文化財課長）

出席委員会事務局職員

石原雅行君（教育総務課総務係長）

圓藤 亨君（教育総務課総務係）

日程及び審議結果

1 開 会

2 議 事

議案第36号 可児市教育に関する事務の職務権限の特例を定める条例の一部を改正する条例の制定に関する意見について（原案可決）

3 閉 会

開会の宣告

教育長（笹橋義朗君） 平成30年第14回の教育委員会を開催させていただきます。

委員さんにあたっては、連日ご足労をいただき、お忙しいところ申し訳ありません。あとで説明がありますが、緊急の議題が出てまいりましたので、開催させていただきます。よろしくをお願いします。

定足数につきましたは、過半数を満たしておりますので、会議は成立します。

なお、本日の会議は、議案審議のみとし、教育長報告、教育委員報告、各課所管事項、委員からの提案事項及び校内事故・問題行動・交通事故については、行いませんのでよろしくをお願いします。

議事

教育長（笹橋義朗君） 議事に入ります。

事務局長（村瀬雅也君） よろしくをお願いします。本日は臨時会ということで、ご案内のとおり1件だけですけどよろしくをお願いします。議案第36号 可児市教育に関する事務の職務権限の特例を定める条例の一部を改正する条例の制定に関する意見についてということです。

教育長（笹橋義朗君） 本日の議案は1件でございます。

可児市教育に関する事務の職務権限の特例を定める条例の一部を改正する条例の制定に関する意見についてを議題とします。

教育総務課長（細野雅央君） それでは議案書の1ページをご覧ください。議案第36号 可児市教育に関する事務の職務権限の特例を定める条例の一部を改正する条例の制定に関する意見について。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第2項の規定により、可児市教育に関する事務の職務権限の特例を定める条例の一部を改正する条例の制定にあたり、可児市議会から意見を求められたので、異議がないものとする。平成30年11月29日提出、可児市教育長 笹橋義朗。

本日お配りしました資料の中に議会からの意見の聴取を求める文書。それから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律、左上ホッチキス止めになっております、全部で24ページの資料。それから、先日の教育政策会議で使った、地教行法と特例条例の改正文の抜粋となっている1枚ものの資料。以上を使って説明させていただきます。

本日議会の開会日で、先ほど言いました、議長から、条例案に関する意見を求める文書が発出され、教育委員会で受付を行ったところであります。前回の教育委員会会議におきまして、特例条例の改正の趣旨、内容は説明したところでございまして、市長からの意見聴取に対し、異議がないものとする決議をいただいたところでございます。今回は、当該条例の一部改正に対し、可児市議会から意見を求められたことに対する議案審議をお願いするものであります。

本日の議案の根拠につきましては、本日お配りしました、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の8ページをご覧ください。このページの下の方に朱書きしてある第23条を見ていただきますと、第1項に市長が管理し、執行できる事項が規定してございます。この法令は改正前のものでございますので、同じく本日お配りした1枚ものの法

令と書いてある面に改正後の内容が書いてございます。このことにつきましては11月13日の教育政策会議において説明したとおりでございます。地教行法の冊子の8ページに戻っていただきまして、第23条第2項に地方公共団体の議会は、前項の条例の制定又は改廃の議決をする前に、該当地方公共団体の教育委員会の意見を聞かなければならないという規定に基づくものでございます。すでに市長からの意見聴取に対して異議なしとの議決をいただいておりますので、本件議案についても異議がないものとするものでございます。以上です。

教育長（笹橋義朗君） 今説明がありました、市長が議会に提案するにあたって教育委員会の意見を聞き、また議会から聞かれるという、考え方によれば、それぐらい教育委員会の権限をどうこうするというのは、重要なことであるという証でもあるかと思っております。皆さん御意見はございますでしょうか。

教育委員（星野京子君） 政策会議でご説明いただいたりということで、よくわかりましたので、同じようなことですが、文化財保護法とかが代わることで市長部局に移るということですが、教育委員会においても、市長部局においても、可児市の更なる発展の為にということで、移すということですので、それに異議があるとかということではございませんが、今まで教育委員会にあったものが、市長部局に移るということは、可児市ぐらいのそんなに大きくないところですから、連携はとてはよくはかれますと言われますが、やはり教育委員会から離れてしまうと、私たち教育委員は定例会だけではわかりにくい事も出てくると思いますので、その点におきまして、運営委員に入れてもらうなどの対応のしてもらえると…。やはりその点が心配ですので、やっていただけるとよろしいなと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

教育総務課長（細野雅央君） きょう議会が始まりまして、議会の方からもお手元にあります文書が来たということで、ちょうど議会が終わった後に企画部長から教育政策会議の際に、教育委員さんから、今星野委員が言われたようなことを重く受け止めていると。聞きっぱなしではダメなので、これをどういう風に具現化していくかということで、まずは市長部局としてこの方針を打ち出したと。ただ、教育委員さんからはそういう意向、声があったということ踏まえて、教育総務課から各関係部署に、教育委員さんが何らかの形で関わるような、あり方、方策。あるいは定期的、随時報告を求めるというようなことで、教育委員の方々が心配されてみえるようなことがないように進めていくという打合せを行ったところでございますので、星野委員だけでなく、教育委員の皆さんが同じように考えておられると思いますので、その点はよく理解して、何らかの形で関与というか、タッチできるような機会というか、そういうことを関係部局と調整してまいりたいと思っております。

教育長（笹橋義朗君） 他どうでしょうか。

教育委員（生駒隆昌君） 今言っていたように、我々としてもこの先、文化とかスポーツとか関わっていくことが非常に必要なことになってきますので、そういう場を作っていただいて、その上で我々も子どもたちの教育という部分に反映できるような、意見が言えるようになっていきたいと思っておりますので、そういったことをやって頂けるというお話でしたので、よろしく願いしたいと思っております。

教育長（笹橋義朗君） これをきっかけに、今言われたスポーツとか文化ということに関して、それほどではなかった部分を、これをきっかけに。以前は教育委員会の所管であったわけですので、それも含めてさらに連携を強くしていきたいと思うし、そちらのスポーツ・文化の分野でも、義務教育年齢の子どもたちは重要な層ですので、以前にも増して関与を深めていく努力をしていきたいと思っておりますので、この件については原案の通りとさせていただきたいと思っておりますので、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議がないようですので、原案の通りといたします。

閉会の宣告

教育長（笹橋義朗君） 以上で教育委員会の会議を閉会といたします。ありがとうございました。

閉会 午後2時16分